

## 区域外就学許可基準

- 1 学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学については、保護者が基準のとおり南風原町教育委員会へ届け出るものとする。
- 2 本町の承認要件による願出であっても、児童生徒の居住する市町村教育委員会の承諾が得られない場合については、許可しないものとする。
- 3 その他必要な事項は所管課長が定める。

### 基準表

区分	承認要件	対象学年	承認期間	承認校	提出書類
転校延期	学年途中で町外に転出した場合	全学年	学年度末まで	在籍校	<input type="checkbox"/> 区域外就学願書 <input type="checkbox"/> 住民票謄本(世帯全員)
転入予定	家屋の新改築等又は借家等への入居が明確であり、居住先の指定学校へ就学を希望する場合(予定日までのおおむね6か月以内)	全学年	予定日まで	転入予定日の住所が属する通学区域の学校	<input type="checkbox"/> 区域外就学願書 <input type="checkbox"/> 住民票謄本(世帯全員) <input type="checkbox"/> 建築確認済通知書等の写し(建築請負契約書・売買契約書・賃貸借契約書等) <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 物件引き渡し書等
一時的転居	家屋の新改築等のため一時的に町外へ転出するが、在籍している学校へ引き続き就学を希望する場合	全学年	予定日まで	在籍校	<input type="checkbox"/> 区域外就学願書 <input type="checkbox"/> 住民票謄本(世帯全員) <input type="checkbox"/> 建築確認済通知書等の写し(建築請負契約書・売買契約書・賃貸借契約書等) <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 物件引き渡し書等
その他	教育的配慮により、指定校への通学がほかに比べて著しく負担になると予測される場合(その兄弟、姉妹も可)	応談	応談	応談	<input type="checkbox"/> 区域外就学願書 <input type="checkbox"/> 住民票謄本(世帯全員) <input type="checkbox"/> 理由を証明する書類(診断書・学校長の意見書等)

※ この基準は、許可が可能な基準であり、必ずしも許可されるとはかぎらないものとする。

※ この基準により許可された場合を含み、通学途中における安全確認、事故防止等については、保護者が十分に注意を払い責任を持って対処するものとする。

### 附 則

この基準は、令和4年9月27日から施行し、令和4年10月1日から適用する。